

第118号議案

指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和4年12月20日

品川区長 森 澤 恭 子

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせるため、下記のとおり指定管理者を指定する。

記

1 管理を行わせる施設

(1) 名 称 品川区立南大井図書館

所在地 東京都品川区南大井三丁目7番13号

(2) 名 称 品川区立大井図書館

所在地 東京都品川区大井五丁目19番14号

(3) 名 称 品川区立八潮図書館

所在地 東京都品川区八潮五丁目10番27号

2 指定管理者

名 称 株式会社ヴィアックス

代表者 代表取締役 西門 直

所在地 東京都中野区弥生町二丁目8番15号

3 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

(説明) 南大井図書館外 2 施設の指定管理者を指定する必要がある。